

福島市活力ある商店街支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、商店街等の機能の維持と活性化を図るため、个性的かつ魅力的な商店街の環境整備等を行う事業（以下「活力ある商店街支援事業」という。）を継続的に実施する商店街の組合等（以下「補助対象者」という。）に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「中心市街地等」とは、次の地域をいう。

- ア 福島市が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地（認定中心市街地）
- イ 福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づき、福島市が策定した商業まちづくり基本構想に位置づけられた誘導地域
- ウ 都市再生特別措置法に基づき、福島市が作成した立地適正化計画で定めている都市機能誘導地域
- エ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に基づき、商店街振興組合等が策定し経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画で定めている実施地区
- オ 市長が指定する空き店舗重点対策地域等。ただし、区域に面する反対側の1軒目も補助対象とする。

（2）「新規創業者」とは、初めて店舗の経営を行う者とする。したがって、現に事業を営む者が事業拡大のために新たな支店等を開業する場合や、業種・業態の転換のために新規開業する場合は該当しない。

（3）「空き店舗等」とは空き店舗、空き家、新規店舗とする。ただし、空き家については、居住の用に供する部分は除く。

（4）「路面店」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、その他一般の通行の用に供される道に直接面し、かつ、当該道路から直接出入り可能な専用の出入口を有する店舗をいう。ただし、建築物内の共用通路、敷地内通路、またはこれらに類する経路のみを経由して出入りする形態の店舗は含まない。

（補助対象者）

第3条 この要綱において、補助対象者は次の各号に定めるところによる。

（1）商店街等

小売業またはサービス業等を営む相当数の店舗等が主体となって近接して事業を営み、地域の買い物やコミュニティの場として認識されている区域であって、その中に人または車が常時通行できる道路を包含するものをいう。

（2）事業実施団体

商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店会、商工会、商工会議所、まちづくり会社、特定会社、一般社団法人、特定非営利活動法人（地元商店街等と連携して事業を実施することが確実な場合のみ）など、商店街等の活性化に取り組む団体をいう。

ア 商店街振興組合、事業協同組合

商店街振興組合及び事業協同組合には各々連合会も含むものとする。

イ 任意の商店会

商店街等において小売業またはサービス業を営む10店舗以上が集団形態をとり、共同事業等の活動を行うための規約等を制定している任意組織団体で、商店街等活性化のため適当と市長が認めるものをいう。

ウ まちづくり会社

中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項第7号の特定会社もしくは一般社団法人等（市町村が出資している第三セクター）、その他商店街等活性化のため適当と市長が認めるものをいう。

エ 特定会社、一般社団法人

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号または第2号に規定するものとする。

オ 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人とする。なお、商店街等活性化のため、地元商店街等と連携して事業を実施することが確実な場合に限る。

(3) 中小企業等（小規模事業者・個人事業主を含む）

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する法人

イ 市内において事業を営む個人事業主

ウ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行い、認定特定非営利活動法人でない、特定非営利活動法人

(4) その他市長が認めるもの

（交付対象及び補助率等）

第4条 中心市街地等の商店街の空き店舗等を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する用途（以下「店舗等」とする。）として活用する場合の交付対象及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、補助対象者が出店し、対面により商品販売又は直接サービスの提供を行うことを主たる内容とするものに限る。

2 一事業あたりの補助額は、店舗等の賃貸借料（敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税を除く。ただし、共益費が賃料に含まれている場合は補助の対象とする。）に前項にて規定する補助率を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じた際は、これを切り捨てた額）とし、補助対象期間は、当初の賃貸借契約開始日が属する月から起算して最長2年間とする。

3 契約日から開店日までの期間は、概ね1か月とする。

(1) ただし、以下の項目に該当する場合は、契約日から開店日までの期間が1か月を超えることも可能とする。

ア 補助金の交付申請時に、開店日まで1か月を超える期間を要する必要が発生した場合は、その理由を記載した書面を交付申請書に添付し、市がやむを得ないと認めるもの。

イ 補助金の交付決定後に、開店日まで1か月を超える期間を要する必要が発生した場合は、速やかにその理由を記載した書面を交付申請書に添付し、市がやむを得ないと認めるもの。

(2) 入居者の責めに帰すべき理由により開店日が遅延した場合は、契約日から開店日までの期間の補助金を減額する。

(3) 開始月の契約を日割りの契約にする場合でも、事業期間は月単位でカウントする。

(4) 事業途中に市長が特に必要と認める場合を除き閉店する期間が生じた場合、店舗

等を開店しない月が生じた場合は、当該月の賃貸借料は補助対象としない。

なお、閉店した期間も事業実施期間とし、補助対象期間の延長は認めない。

4 次の各号に該当する場合は補助対象外とする。

- (1) 過去に福島市街なか空き店舗活用家賃補助金及びそれに類似する家賃補助事業の交付を受けている事業者が実施する事業。
- (2) 街路事業や再開発事業等により移転補償等を受けている事業。
- (3) 市長が指定する空き店舗重点対策地域内での移転により新たな空き店舗を発生させる場合。
- (4) 新規の交付申請の場合、交付決定日前に賃貸借契約を締結している場合。
- (5) 市税が未納である者。
- (6) 宗教的又は政治的意図を有した事業。
- (7) 出店する事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるもの又は接待行為を伴うもの（マージャン店やパチンコ、ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバーなど）。
- (8) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する事業。
- (10) 暴力団等の反社会的勢力であるか反社会的勢力との関係を有しているまたは反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者。
- (11) 事務所その他これに類する管理業務を主たる目的とするもの
- (12) 主として特定の利用者に限ってサービスを提供するものであり、来訪者の回遊や滞留によるにぎわい創出が限定的である者（医療業、福祉・介護事業、不動産業、情報通信業、コワーキングスペースなど）
- (13) フランチャイズ方式その他これに類する方式により、第三者の商号、商標又は営業ノウハウの使用に係る対価の支払いを伴うもの
- (14) 深夜（0時から6時）の間に営業するもの
- (15) 前各号に掲げる対象外事業を組み合わせた複合型店舗
- (16) 日中のにぎわい創出に寄与しないと市長が認めるもの

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に次の必要書類を添えて、市長に各1部ずつ提出するものとする。

- (1) 補助事業計画書（別紙A-1または別紙A-2）
- (2) 収支予算書
- (3) 空き店舗の賃貸借契約書等（案）または仮契約書の写し
- (4) 位置図

2 補助対象者が中小企業等の場合は前項にて規定する交付申請書（様式第1号）に次の必要書類を添えて、市長に各1部ずつ提出するものとする。ただし、継続事業として申請する場合はこの限りではない。

- (1) 出店計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 空き店舗の賃貸借契約書等（案）または仮契約書の写し
- (4) 身分証の写し並びに開業届の写し（個人）または登記事項証明書（法人）
- (5) 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し

(6) 市外に本店又は住民登録がある事業者は、当該市区町村の納税証明書の写し（納税状況がわかるもの（法人に課税がない場合は代表者のもの））

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、規則第5条の規定に基づき、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金額の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をする。

3 市長は、補助金の交付決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びその条件を補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則第6条の規定に基づき条件を付するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%未満の増減であり、補助金交付額の変更を伴わない場合。

(2) 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、補助事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

（申請の取り下げ）

第8条 補助対象者は、前条の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容または経費の変更等）

第9条 補助対象者は、補助事業の内容または経費を変更、中止、廃止するときは、その事実が判明した後、速やかに、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次の必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の空き店舗の賃貸借契約書等または仮契約書の写し

(2) 補助金額の変更にかかる算出計算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、次の各号に該当する場合は、第6条の交付決定の全部もしくは一部の取り消し、または変更することができる。

(1) 補助対象者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく処分もしくは指示に違反し、市長が不適当と認める場合。

(2) 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。

(5) 補助対象者が、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。

(6) 補助対象者が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用される。

(補助事業の遂行)

第11条 補助対象者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告または調査)

第12条 補助対象者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月20日までに実施状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が中小企業等の場合は提出を省略することができる。

2 市長は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業成果の状況について、補助対象者から報告を求め、調査をすることができる。

(補助事業の遂行の指示等)

第13条 市長は、補助対象者の報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助対象者が前項の規定による指示に従わない場合は、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助事業が完了したとき、または、第10条の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が中小企業等ではない場合はこの限りではない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 家賃支払証明書(様式第8号)
- (3) 実績報告時現在の営業状況を確認できるもの(任意様式)
- (4) 賃貸借契約書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実施効果の報告)

第15条 補助対象者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後30日以内に本事業のその後の状況及び本事業に係る商店街等の活性化の効果について、実施効果報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。ただし、補助対象者が中小企業等の場合は、実施効果アンケートにより市長に報告しなければならない。

2 補助対象者は、前項の報告後、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 市長は、補助事業の効果が第5条に規定する交付申請の際において想定される事業効果等と比べ充分でないと認めるときは、当該事業における商店街等の活性化効

果や施設利用実績等の状況を踏まえ、その改善のための指導・助言を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助対象者の請求により交付するものとする。

また、市長が必要と認めるときは、概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。ただし、補助対象者が中小企業等の場合、概算払いを認めない。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

なお、概算払いの方法による交付を受けようとする場合は、次の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）概算払いを必要とする理由書
- （2）概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類
- （3）賃貸借契約書等の写し

（補助金の返還）

第18条 市長は、第10条の規定による補助金の交付決定を取消しした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、第16条の規定による補助金の額の確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全額または一部の返還を命ずることができる。

（補助事業の経理等）

第19条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第8条の規定により廃止の承認を受けた場合も含む）の日の属する会計年度の終了後5年間、市長の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第20条 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書（様式第11号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第21条 補助対象者は、第4条の規定に基づき補助金の交付申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額

として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、同じ。)を減額して申請しなければならない。

ただし、交付申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 補助対象者は、第14条に基づく実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助対象者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全額または一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

様式第1号(第4条関係)及び様式第2号の一部を令和6年6月1日から変更する。

附 則

【別表】の一部を令和6年11月1日から変更する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表】

1 交付対象

事業名	商店街空き店舗対策事業（県）	空き店舗重点対策事業（市）
補助対象者	交付要綱第3条（1）～（2）	交付要綱第3条（1）～（4）
対象エリア	交付要綱第2条（1）ア～オのうち、福島市内の商店街地域	交付要綱第2条（1）オ
必要な空き店舗期間	6ヶ月以上	1ヶ月以上
業種等	中小小売業、サービス業	小売業、飲食業、サービス業 ※無人販売・フランチャイズ加盟店を除く
店舗階層	1階路面店	1階、2階、地下1階
営業時間	夜間のみの営業は対象外	次の要件を全て満たすこと ・週4日以上、かつ土・日いずれかの営業 ・午前6時～午後6時の間に3時間以上の営業（営業日全て）
条件等	1年以上の賃貸借契約	1年以上の賃貸借契約

2 補助率等 ※継続事業でも交付申請及び交付決定は単年度ごとに行う。

○令和8年度に初めて申請する場合 ※最長2年間

区分	1年目	2年目	補助上限額
中心市街地等の 1階路面店	8/12以内	6/12以内	月20万円（年間240万円）
その他の一般店舗	6/12以内	4/12以内	月15万円（年間180万円）

○令和6年度～7年度に初めて申請した場合 ※最長3年間

区分	1年目	2年目	3年目	限度額
中心市街地等のアパレル産業 及び新規創業者（クリエイティブ産業に限る）による店舗	8/12以内	6/12以内	4/12以内	月20万円 （年間240万円）
その他の一般店舗	6/12以内	4/12以内	2/12以内	月15万円 （年間180万円）

○令和4年度～5年度に初めて申請した場合 ※最長3年間

区分	1年目	2年目	3年目	限度額
中心市街地等の 新規創業者による店舗	10/12以内	7/12以内	4/12以内	月25万円 （年間300万円）
その他の一般店舗	8/12以内	6/12以内	4/12以内	月20万円 （年間240万円）